

都道府県医師会

産業保健担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常 任 理 事 神 村 裕 子
(公印省略)

第9次粉じん障害防止総合対策の推進に係る講習動画配信の周知（依頼）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、別紙のとおり、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長より、粉じん障害防止総合対策の推進に係る講習動画配の周知依頼がございました。【別添1】

粉じんによる健康障害の防止については、昭和56年から「粉じん障害防止総合対策(5カ年計画)」が累次にわたって策定、実施されており、じん肺有所見率は減少しているものの、粉じん作業に従事する労働者は全国で60万人を超え、今なお、新規有所見者の発生は散見される状況にあります。

今般、より多くの事業者に粉じん障害防止対策についてご理解いただくことを目的に、特設ウェブサイト上で講習動画が配信されることとなりました。接続先情報等は下記の通りで、講習内容は令和元年度講習会参加者からの要望に基づき、更新されております。【別添2】

つきましては、本講座の意図をご理解いただき、貴会会員ならびに貴会関係郡区医師会等への本件の周知方につきまして、特段のご高配を賜われますよう、お願い申し上げます。

記

接続先URL … <https://www.jinpai.mhlw.go.jp/>

配信期間 … 令和3年3月5日（月）00時00分 ～ 29日（金）23時59分

【3/5よりアクセス可能】

開催方法 … オンデマンド配信形式

受講料 … 無料

※本講座は認定産業医の単位取得とはなりません。

以上

事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 25 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

第9次粉じん障害防止総合対策の推進に係る講習動画配信の周知（依頼）

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

粉じんによる健康障害の防止については、「粉じん障害防止総合対策（5カ年計画）」を策定し、ばく露防止対策の徹底や健康管理対策の推進に努めているところであり、昭和56年から累次にわたって策定してきた同総合対策に基づく取組の結果、じん肺有所見率は着実に減少してきたところです。しかしながら、粉じん作業に従事する労働者は全国で60万人を超え、今なお、新規有所見者の発生は散見される状況にあります。

このような状況を踏まえ、厚生労働省においては、平成30年を初年度とする「第9次粉じん障害防止総合対策」（別添1）を策定し、粉じん障害防止対策の一層の推進を図ることとしており、令和元年度には、粉じん障害防止総合対策の重点事項に関する事業者向けの講習会を全国主要都市7カ所で開催し、関係各位のご協力のもと、参加者総数1,000名以上の参加を得るなど、粉じん作業が行われている事業場における気運向上に努めているところです。

今般、より多くの事業者には粉じん障害防止対策についてご理解頂けるように、別添2のリーフレットに記載する特設ウェブサイト上で講習動画を配信することと致しました。講習動画は令和元年度の講習会参加者からの要望に基づき、内容も更新しております。

つきましては、貴団体におかれましても、第9次粉じん障害総合防止対策の趣旨を御理解いただき、会員事業場等に対して、本講習動画を周知の上、視聴の推進が図られるよう、特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。また、本講習会の周知に利用して頂けるように本事業の委託先の事業者よりリーフレットを別途送付させていただきますので、周知にご活用くださいますようお願いいたします。

2021年オンライン講習 受講料無料

粉じんばく露 防止対策



事業者が安全衛生に配慮した事業を行える
ように、法令や対策必須事項について、
専門講師が分かりやすく解説！

本年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のため、
講習会の開催に代わりオンラインによる動画講習となります。
皆様の受講をお待ちしております！

オンライン講習の概要

対象

粉じん作業のある事業場の事業者や現場管理者、
衛生管理担当者、安全衛生推進者、労働者など

プログラム

- ① 粉じんに関する法令・粉じん障害防止総合対策
- ② 粉じんのばく露低減措置
- ③ じん肺の知識と健康管理
- ④ 呼吸用保護具について

開催期間

2021年3月5日（金）00時00分から
3月22日（月）23時59分まで

※開催期間を過ぎますと動画の配信が終了しますので余裕をもって受講してください。

受講方法

お持ちのPC・スマートフォンより、下記URLをご入力いただくか、
QRコードを読み込んでください。

<https://www.jinpai.mhlw.go.jp/>



◀ QRコード

粉じん障害防止対策、正しく行っていますか？

事業者の義務

「事業者には知識の更新が求められています」

事業者には、粉じんによる労働者の健康障害を防止する法定義務があります。しかし、正しい知識の不足により適切な粉じん障害防止対策が取られていない事業場は未だに見られます。粉じん作業に従事する全国 60 万人以上の労働者が安心して働けるよう、近年の事業のあり方の多様化を反映して法律や省令は変わります。

厚生労働省の取組

「事業者の皆様には正しい知識を得る機会を無料で提供します」

労働安全衛生法に定める保護具の適切な使用、じん肺健康診断の実施、労働者の健康管理教育、省令も含めると事業者の法定義務は複雑です。厚生労働省は、職域における「粉じんばく露防止対策の講習」をわかりやすく配信します。

オンライン講習

「さまざまな講習がご自身のタイミングで視聴可能です」

第 9 次粉じん障害防止総合対策の中でも重要な 4 つのテーマを厳選しました。プログラムの順序は総論から各論となっていますが、必要なテーマから、またご自身のタイミングで視聴ができる機会をご用意しました。

厚生労働省は、粉じんばく露を防止する計画を5年毎に定め、粉じん障害の予防の啓発を行っています。

第 9 次粉じん障害防止総合対策 (平成 30 年度 - 令和 4 年度)

- 屋外作業での対策（研磨、ばり取り、破碎作業等）
- ずい道等建設工事の粉じん障害防止対策
- 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
- じん肺健康診断の着実な実施
- 離職後の健康管理の推進
- その他（アーク溶接、岩石裁断、金属研磨等作業での対策）



開催期間

**2021 年 3 月 5 日（金） 00 時 00 分から
3 月 22 日（月） 23 時 59 分まで**

※開催期間を過ぎますと動画の配信が終了しますので余裕をもって受講してください。

受講方法

お持ちのPC・スマートフォンより、下記URLをご入力いただくか、QRコードを読み込みください。

<https://www.jinpai.mhlw.go.jp/>



◀ QRコード

お問い合わせ先

サイトや閲覧に関するご質問・ご相談は、上記URL質問フォームからお願いいたします。

第9次 粉じん障害防止総合対策について



「粉じん障害防止規則（粉じん則）」が施行された昭和55年と比べ、新たにじん肺の所見がみられた労働者の数は、大幅に減少しています。近年、その数は100人台で推移しており、平成28年は122人となるなど、粉じん障害の防止対策の効果は確実にあがっています。

厚生労働省では、粉じん障害防止対策をより一層推進するため、「第9次粉じん障害防止総合対策（平成30年度～平成34年度）」を策定しました。

事業者の方におかれましては、この総合対策に基づき、粉じん障害防止のための措置を徹底するとともに、粉じん作業に従事する労働者の方も、事業者が講じる措置を実施しましょう。

第9次粉じん障害防止総合対策の重点事項（詳細は中面）

1. 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
2. ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
3. 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
4. じん肺健康診断の着実な実施
5. 離職後の健康管理の推進
6. その他地域の実情に即した事項
 - ・ アーク溶接作業や岩石等の裁断等の作業
 - ・ 金属等の研磨作業

など



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

事業者が重点的に講ずべき措置の概要

1

岩石・鉱物の研磨作業、又はばり取り作業と、 鉱物等の破砕作業にかかる粉じん障害防止対策

「粉じん則及びじん肺法施行規則」の改正（平成26年7月及び平成29年6月施行）により、屋外での作業を含め、以下の作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具を着用させましょう。

<呼吸用保護具の着用が必要な作業>

- ・ 手持式または可搬式動力工具による岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業
- ・ 手持式動力工具を用いた鉱物等の破砕作業



2

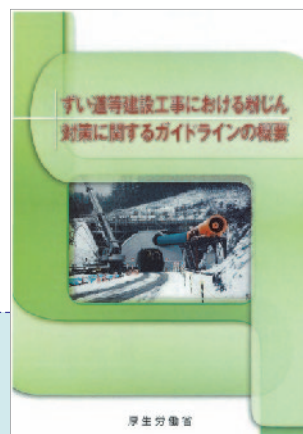
ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく対策を徹底しましょう。

特に、一部作業で着用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具の使用に当たっては、作業中にファンが有効に作動する必要があるため、予備電池の用意や休憩室での充電設備の備え付けを行いましょう。

<ガイドラインの主な内容>

- 換気装置による換気の実施等
- 換気の実施等の効果を確認するための、ガイドラインで定めた方式による粉じん濃度測定の実施及びその結果に応じた換気装置の風量の増加その他必要な措置の実施
- コンクリート等を吹き付ける場所における作業等に従事する労働者に対する電動ファン付き呼吸用保護具の使用
- 発破の作業を行った場合において、発破による粉じんが適当に薄められた後でなければ発破をした箇所に労働者を近寄らせない措置の実施



3

呼吸用保護具の使用の徹底と適正な使用の推進

労働者に対し、防じんマスクなどの使用の必要性について教育を行い「保護具着用管理責任者」を選任し、以下のことを実施させましょう。

- 呼吸用保護具の選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導
- 呼吸用保護具の保守管理及び廃棄
- 呼吸用保護具のフィルタの交換の基準を定め、フィルタの交換を記録する台帳を整備すること等フィルタ交換の管理

労働者に呼吸用保護具を使用させる際には、適正に着用させましょう。

解体作業等において、法令上必要にもかかわらず現場監督など事業者側の判断により防じんマスクなどを外させることは認められません。

<電動ファン付き呼吸用保護具を使いましょう>

電動ファン付き呼吸用保護具は、マスク面体内が陰圧にならないため、防護性能が高く、楽に呼吸できます。このたび新たに、じん肺管理区分が管理2、管理3イの労働者が粉じん作業に従事する場合には、電動ファン付き呼吸用保護具を使用させることが望ましいこととされました。



4

じん肺健康診断の着実な実施

粉じん作業に労働者を従事させる際には、じん肺法に基づき「じん肺健康診断」の実施が事業者には義務づけられています。労働者の健康管理のためにじん肺健康診断を実施しましょう。

また、じん肺健康管理実施状況報告を毎年提出しましょう。



5

離職後の健康管理の推進

じん肺管理区分2又は3の方は離職後、都道府県労働局に申請することにより、健康管理手帳が交付され、健康管理手帳所持者は無料で健康診断を年に1回受けることができます。

じん肺は経過が長く長期的な健康管理が重要です。事業者は、離職する方に対して、健康管理手帳制度について周知してください。

詳しくは都道府県労働局にお問い合わせください。



「じん肺」とは？

主として小さな土ぼこりや金属の粒などの粉じんを長い年月にわたって多量に吸い込むことで、肺の組織が線維化し、硬くなって弾力性を失ってしまった病気を「じん肺」といいます。

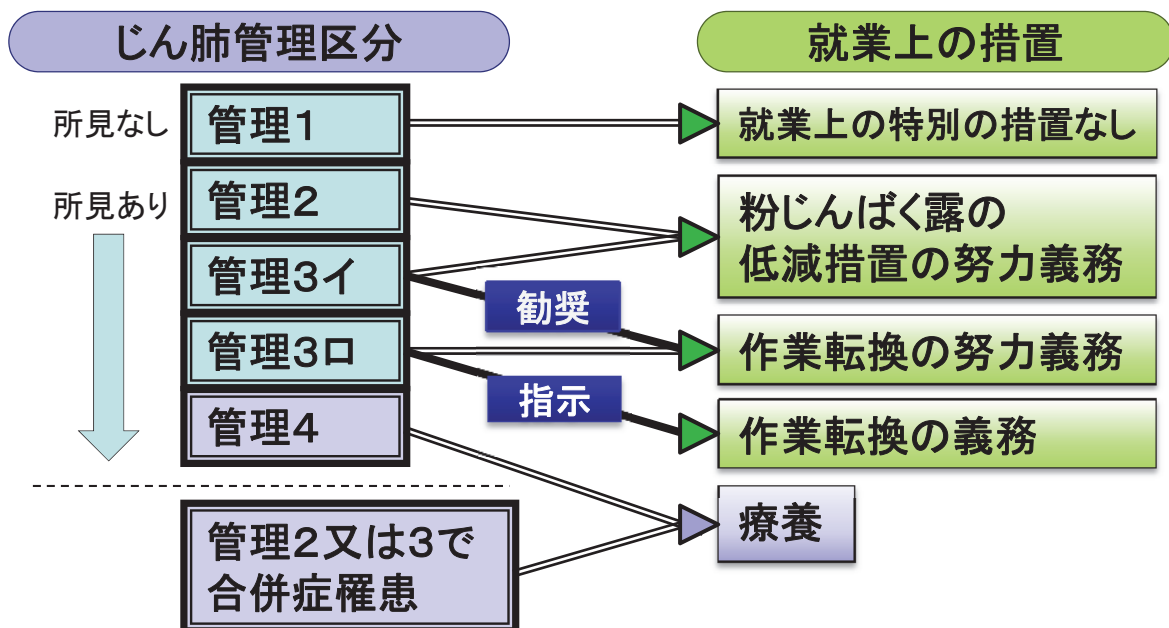
いったんじん肺にかかると、もとの正常な肺にはもどらず、粉じん作業をやめた後も病気は進行します。

現在、じん肺を治す根本的な治療がないため、じん肺にかからないための措置として、粉じんの発生源対策、局所排気装置等の適正な稼働、呼吸用保護具の適正な着用などにより、粉じんへの「ばく露防止対策」を徹底することが重要です。



「じん肺」に関する措置について

じん肺の所見がある方に対しては、下図のように「じん肺管理区分」に応じた適切な就業上の措置を実施しましょう。



※ 「じん肺管理区分」は、「管理1」～「管理4」の5段階に分かれています。「管理1」は、じん肺の所見がないという区分ですが、「管理2」以上は、じん肺の所見があることを示しています。

【参照】厚生労働省ホームページの掲載資料

◆ ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの概要
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/080529-1.html>)

◆ 離職するじん肺有所見者のためのガイドブック
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000152476.html>)

※ 詳しくは、最寄りの都道府県労働局労働基準部健康主務課又は労働基準監督署へお問い合わせください。